

## 「荒川区基本構想」の策定方針

## 1 基本構想の策定の目的

社会経済情勢の変化が激しい昨今において、様々な課題に対して迅速かつ的確に対応しながら、持続可能なまちづくりを推進していく必要がある。

平成23年（2011年）の地方自治法改正により、自治体における基本構想の策定義務は既に廃止されているが、荒川区では、まちづくりの基本理念や目指すべき将来の姿を描き、区民共通の目標や自治体運営の指針を明確に示すため、新たな基本構想を策定する。

## 2 策定に当たっての基本的な考え方

## (1) 新たな課題や社会状況の変化に対応していく

社会経済動向や将来人口推計を精査し、区の将来にもたらす影響等を学識経験者等の意見を踏まえ、検証していく。

## (2) まちづくりの指針とする

区民や関係団体等、区に関わる全ての人々が、それぞれの役割と責務を持ち、主体的に行動し、目指すべき将来像に向け、まちづくりを進めていく指針となるよう策定する。

## (3) 多様な主体とともに策定する

次世代を担う若者や子どもをはじめ、幅広い年代の区民や関係団体など、荒川区のまちづくりを支える様々な主体の意見を取り入れる。

## (4) 区民が親しみを持てるよう策定する

新たな基本構想は、区民と区が共有する目標として、区民が親しみやすく理解しやすい内容や構成となるようにする。

## (5) 職員の知見や発想を計画に生かす

区政に携わる職員一人ひとりが、研修やワークショップを通じて、将来の区の姿について深く考えるほか、政策形成能力の向上を図る。

## 3 基本構想の期間

昨今の社会情勢の変化を踏まえたほか、子どもや若者自身が区の将来を具体的に展望できるよう、新たな基本構想の期間は2040年（令和22年）までとする。

## 4 策定の進め方

多様な主体の意見を取り入れながら、基本構想の策定を進める。

## (1) 基本構想審議会

区長の諮問機関として、審議会を設置する。

審議会は区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する。

委員構成は、学識経験者、区議会議員、区内関係団体の構成員、関係行政機関、区職員とし、それぞれの知見から広範な意見を基本構想へ反映させる。

## (2) 区民等の参画

区民や関係団体等の意見をより多く取り入れ、基本構想に反映させる。

### ① 区民アンケート

区民の意識やまちへの関心、将来の区政への期待等を把握し、基本構想の理念・方向性の検討に活用することを目的とする。

### ② 子どもアンケート

区の将来を担う世代である子どもたちの意識や地域への関心、将来のまちへの思い等を把握し、基本構想における理念や将来像の検討に活かすことを目的とする。

### ③ 区民ワークショップ

区民が普段感じている課題や考えを直接聞き取り、多様な意見を基本構想に反映させるとともに、将来の自分たちができることや役割について考えるきっかけをつくる。

### ④ 子どもワークショップ

子どもたちが日常で感じている課題や考えをワークショップ形式で直接聞き取り、子どもならではの自由な発想や意見を新たな基本構想に反映させるとともに、将来の自分たちができることや役割について考えるきっかけをつくることを目的とする。

### ⑤ 若者ワークショップ

若者自身が考えている課題や考えをワークショップ形式で直接聞き取り、若者ならではの柔軟で多様な意見を新たな基本構想に反映させるとともに、将来の自分たちができることや役割について考えるきっかけをつくることを目的とする。

### ⑥ 関係団体ヒアリング

区内の関係団体が抱えている課題や将来の展望、区の実施に関する評価、協働に関する意見を把握し、基本構想の理念・方向性の検討に活用することを目的とする。

### ⑦ オープンハウス型アンケート

区のイベント等において、区の課題や来場者の意見を直接収集する。

### ⑧ パブリックコメント

基本構想素案について、多くの区民から意見収集を行う。

## (3) 職員参画

若手職員で構成されるプロジェクトチームを設置し、区の現状や課題を多角的に分析、将来克服すべき課題の解決に向けて政策案を検討する。

<検討体制イメージ図>

